



埼玉県報

第 616 号
令和 7 年(2025 年)
5 月 13 日
火曜日

目 次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 清算法人太田新井土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 所沢都市計画都市再開発の方針に係る公聴会の開催（市街地整備課）
- 県道志木停車場線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 平成 7 年埼玉県選管告示第 70 号（政見放送及び経歴放送実施規程による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数）の一部を改正する告示（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の解除（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第三百六十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年埼玉県告示第百十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和七年五月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県上尾市中分四丁目百四十八番七の一部及び百四十八番八の一部）

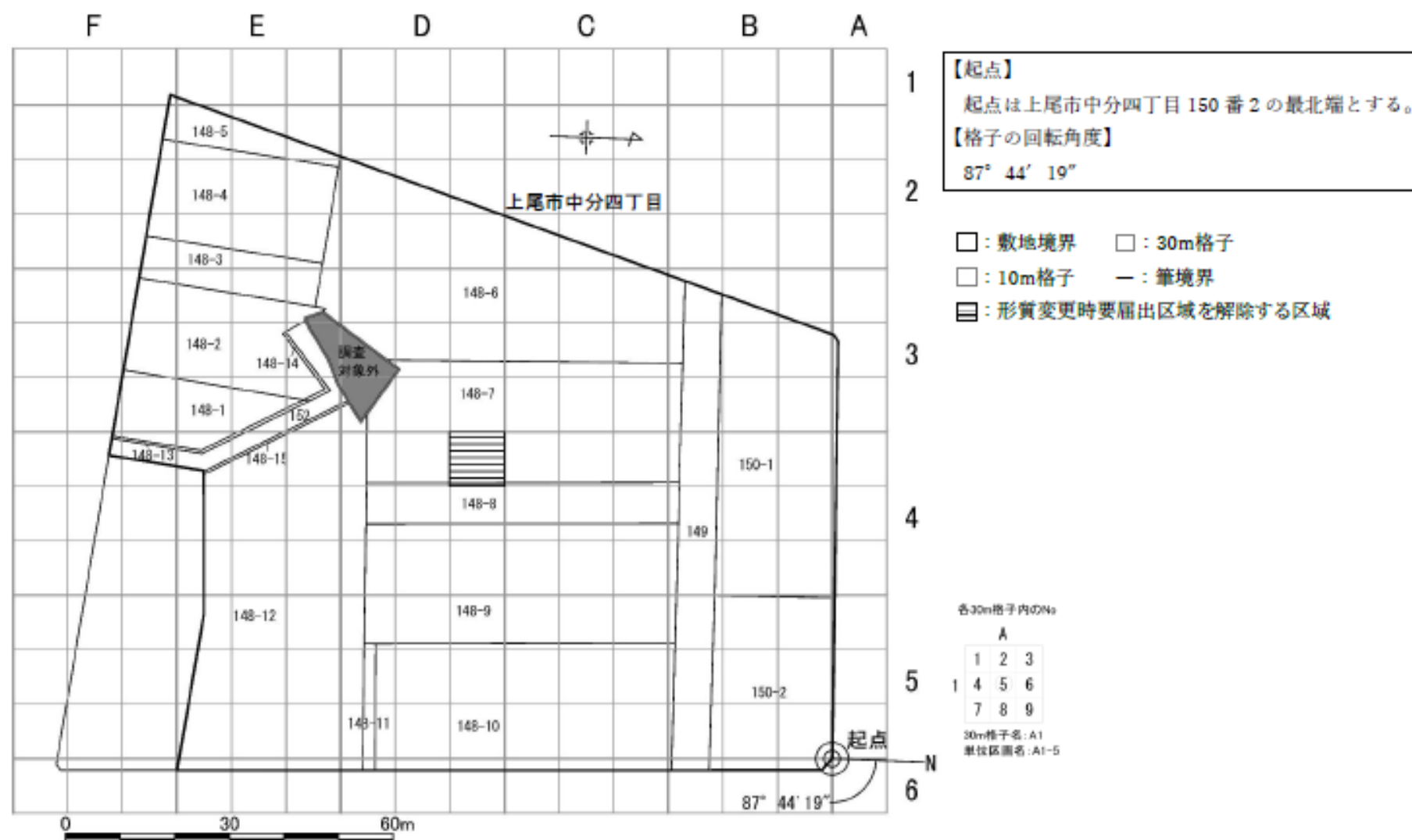
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

告示用図面



告 示

埼玉県告示第三百六十九号

ふじみ野市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年五月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、
清算法人太田新井土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次の
とおり届出があった。

令和七年五月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
監 事	後 藤 敬 子	埼玉県白岡市太田新井千二百二十一番地
同	鈴 木 健 一	同 同 同 千三百三十四番地

告 示

埼玉県告示第三百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により都市計画に関する公聴会を開催するので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第三条第一項の規定により告示する。

令和七年五月十三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部市街地整備課

電話 ○四八―八三〇―五三七六

ロ 当該都市計画区域に係る市町村の都市計画主管課

番号		一
都市計画 区域名		所沢
市町村名		所沢市
都市計画の 種類及び名称		「都市再開発 の方針」
公 聴 会	期日及び時間	令和七年七月 三日午後二時 から
	場 所	所沢市役 所本庁舎 八階大会 議室
公述申出書	提出期間	令和七年五 月十四日か ら五月二十 八日まで
	提 出 先	埼玉県都市 整備部市街 地整備課、埼 玉県川越県 土整備事務 所、所沢市街 づくり計画部 市街地整備 課
都市計画の構想	閲覧期間	令和七年五月 十四日から五 月二十八日ま で
	閲覧場所	埼玉県都市 整備部市街 地整備課、埼 玉県川越県 土整備事務 所、所沢市街 づくり計画 部市街地整 備課

公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された〇〇都市計画の〇〇の構想
に対して、公聴会において次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙とおり

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年五月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月十三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 田 中 久 義

路線名	志木停車場線
供用開始の区間	志木市本町六丁目二三六三番八地先 から同市本町六丁目二三七七番一地先 まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)
供用開始の期日	令和七年五月十三日
備考	平成三十年十一月 六日付け埼玉県朝霞 県土整備事務所長 告示第六号で告示し た道路予定区域の一 部供用開始である。 延長一六八・四四メ ートル

告 示

埼玉県選管告示第十四号

平成七年埼玉県選管告示第七十号（政見放送及び経歴放送実施規程による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

表埼玉県知事の選挙の項中「株式会社TBSラジオ」を「株式会社エフエムナックファイブ」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県選管告示第十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和七年五月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	グリーンヒルうらわ 老人保健施設きんもくせい	さいたま市緑区馬場一丁目七番地一